

## 一般財団法人海技振興センター 平成26年度事業計画

本センターは、平成26年度4月1日に一般財団法人に移行し、平成26年度においては、定款第4条の規定に基づき、水先人養成支援業務を中心として以下の事業を実施する。

### I 水先人の養成及び確保のための事業

水先人の養成及び確保に資するため、平成25年9月の「水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会」において取り纏められた総合的な支援に関する業務等(以下「新制度」という。)を適確・適正に実施するとともに、新制度の適用前の水先修業生に関する支援を引き続き実施するものとする。

なお、その具体的な実施に当たっては、必要に応じ本センターに設置した「水先人養成に関する総合事業検討委員会」（以下「総合事業検討委員会」という。）において関係者の意見を聞き実施するものとする。

#### 1. 水先人になろうとする水先修業生に対する支援

##### (1) 商船乗船実習を受ける水先修業生以外の者に対する支援

商船乗船実習を受ける水先修業生以外の水先修業生に対しては、登録水先人養成施設において適確に養成を受けることができるよう、養成手当及び養成施設外で履修される実習（水先関連事業実習及び水先実務修習等）にかかる経費（旅費等）を支給するとともに、海図、海事英語等の教材及び救命胴衣等の被服を支給する。

また、修業期間中の傷害保険を付保する。

## (2) 商船乗船実習を受ける水先修業生に対する支援

新制度において、新卒者等についてはいわゆる「船員の常務」の体得が不十分であり水先業務の修習に支障を来しているため、これらの者については、本センターが船員として雇用し外航船社へ出向させ外航商船において航海士として乗船させるスキームが船社の協力を得て導入された。

このため、これらの者に対する労働条件等の雇用・出向に係る規程の整備を行い給与の支給等の支援をするとともに、雇用・出向に当たっては船員法等関係法令を遵守して実施する。

また、出向に関する手続き等についても受入船社側と協議し遺漏のないよう処置する。

## 2. 登録水先人養成施設等に対する支援

登録水先人養成施設である海技大学校に対し、操船シミュレータ装置及びソフトウェアの無償貸与を行うとともに、海技大学校の水先教育センターにおける水先人等の講師、操船シミュレータのインストラクター及びオペレーターに係る支援を行う。

また、水先関連事業実習及び水先実務修習の円滑な実施への協力等必要な支援を行うとともに、当該養成施設から養成に関する報告を受け、その評価を行い、必要であればその改善を求める。

なお、他の水先人養成施設に対しても、新制度適用前の水先修業生が在学中は引き続き必要な支援を行う。

### 3. 水先人養成支援制度に関する周知活動及び水先人養成支援対象者の募集

水先人養成支援制度に関する周知及び水先人養成支援対象者の募集に当たっては、募集員数及び選考方法等について総合事業検討委員会で決定した上で、プレスへの公表、パンフレット及び募集案内の配布、ホームページへの掲載・充実等に加え、船員教育機関の教員及び学生に対して水先業務・養成制度説明会並びに水先現場見学会を実施することにより充実・強化に努める。

### 4. 水先人養成支援対象者の選考

水先人養成支援対象者の選考に際しては、選考に関する専門会議にて選考基準・ルール等を明確にするとともに、筆記試験・面接の実施等による厳正な選考を行い、水先人養成支援対象者を決定する。

なお、面接員については、業界関係者から選任された面接員に加え、志望水先区の水先人及び採用・人事に精通している外部のコンサルタント会社を活用することとし、そのコンサルタント会社の知見を活用した面接員に対する研修等も実施し面接評価の基準化と公平性の確保に努める。

### 5. 委員会の運営等

水先人の養成・確保のための全般的な支援のあり方に関する事項を検討するため、総合事業検討委員会を開催して協議し、その他、選考に関する基準等を検討する専門会議並びに支援金の支給等を検討する専門会議を必要に応じ開催し、水先人の養成の適確化及び円滑化に努める。



## II 海技の振興に関する事業

海技の振興に関する事業は、一般財団への移行に伴う公益目的支出計画に定める実施事業として実施するものであり、本事業の有効性を高めるために調査研究所を設置し、事業の適確、かつ、円滑な実施に努める。

### 1. 海技関係の IMO 等国際的動向の情報収集及び連絡調整に関する調査研究事業

IMO では、STCW 条約マニラ改正を経て、今後、極海航行船の船員の訓練・資格要件の議論、及び危険物船・低引火点燃料船等の船員の操作要件等の議論が本格化する。このため、我が国の IMO への対応・提案等に資するよう次の内容の調査研究を実施する。

- (1) 人的因子及び船員の訓練当直基準に関する諸問題の検討のため、我が国関係者で構成する HTW 調査検討専門委員会を開催し、我が国における訓練実施の可否等を含む調査を行った上で、IMO への対応・提案等の成案を得る。
- (2) IMO での海上安全委員会並びに人的因子及び訓練当直小委員会に出席し、情報を収集するとともに審議の状況を把握して、国、船主団体、教育機関及びその他海事関係機関に、情報を提供するとともに、HTW 調査検討専門委員会での審議に反映させる。

### 2. 危険物運搬船、低引火点燃料船及び液化水素運搬船における SOLAS 及び

STCW 等の規制への対応並びに事故防止に資する安全対策に関する調査研究事業

危険物運搬船の船倉作業等の際に重大な酸欠・中毒事故などが発生しており、その安全対策を早急に講じることが求められている一方、IMO では、危険物運

搬船、低引火点燃料船等の船員の操作要件等の議論が本格化する。このため、国際的動向も踏まえつつ、危険物運搬船等の酸欠・中毒事故等の事故防止に関する調査等を行い、船員に対する適切な注意喚起、教育用ブックレットを作成するとともに、低引火点燃料船等の船員の操作要件や訓練等の安全対策についても検討することを内容とする調査研究を実施する。

### 3. 水先（船舶交通の安全等）に関する調査研究事業

安全及び円滑な運航を目的とする水先は、船舶交通状況や港湾整備の状況変化を踏まえつつ、水先区の船舶交通の安全及び運航能率の増進にかかわる事項について関係者の知見等を活用して機動的で技術的視点により点検し的確に対応する必要がある。そのため、有識者・関係者による水先問題調査研究委員会を設置し、水先の安全・効率化に関する改善策等の検討を実施する。

(1) 広域水先区、小規模水先区、強制水先、類似行為等に関し、関係者の意見聴取等を実施して、検討を行う。

(2) 横浜川崎区の強制水先の対象範囲等に係る航行環境負荷等について操船シミュレータを使用した実験・調査を行う。

### 4. 国際船員社会への海技知見の提供

船員の資質の向上に寄与し、船舶の安全運航及び地球環境の保護に貢献するため、国際会議での討議を参考に、国際船員社会に運航及び安全に関する資料を必要に応じて提供する。

### Ⅲ 水先業務用施設の整備その他水先業務の改善に関する事業

水先業務の確実で円滑な実施に資するため、各水先区における水先業務用施設（事務所、水先艇等）の整備資金に加え、水先人になった者に対し開業が円滑に行われるための資金の貸付けを行う。

また、当該貸付金に係る施設の管理状況等について監査を実施する。

今年度は、貸金業法の適用を受ける初年度であることからとくに法令の遵守に留意して実施する。

### Ⅳ その他事業

当センターが区分所有する海事センタービル（6階の一部）について、貸付その他適正な管理に努める。